

福島第一原子力発電所の20Km以遠の積算線量結果について

平成23年3月25日10時00分現在
文 部 科 学 省

* 1 簡易型線量計(ポケット線量計)における値

場所(福島第1発電所からの距離)	設置日時	データ採取日時	経過時間(a)	積算数値(b) (マイクロシーベルト)	天候
測定エリア【31】 (約30km北西)	3月23日11時43分	3月24日12時35分	24時間52分	698 ^{*1} (28.1 μ Sv/時)	降雨無し
測定エリア【32】 (約30km北西)	3月23日12時14分	3月24日12時22分	24時間8分	1437 ^{*1} (59.6 μ Sv/時)	降雨無し
測定エリア【33】 (約30km北西)	3月23日12時32分	3月24日12時35分	24時間3分	864 ^{*1} (35.9 μ Sv/時)	降雨無し
測定エリア【34】 (約30km北西)	3月23日13時08分	3月24日12時50分	23時間42分	310 ^{*1} (13.0 μ Sv/時)	降雨無し
測定エリア【71】 (約25km南)	3月23日13時00分	3月24日12時38分	23時間38分	109 ^{*1} (4.6 μ Sv/時)	降雨無し
測定エリア【79】 (約30km北西)	3月23日14時09分	3月24日12時42分	21時間27分	738 ^{*1} (34.4 μ Sv/時)	降雨無し

注) 積算数値の括弧書きは、積算数値を経過時間で割った値 (b/a) である。

・測定者: 文部科学省

福島第一原子力発電所の20km以遠のモニタリング計画の充実について

平成23年3月21日

文部科学省

1. 目的・概要

福島第一原子力発電所の事故を受け、20km以遠の地域のモニタリングの計画を以下のとおり充実する。

2. 基本方針

(1) 空間放射線量率の測定

① カーモニタリング

文部科学省、福島県、警察庁、防衛省、電力会社等の関係機関と協力して、モニタリングカーを用いて、福島第一原子力発電所の20km以遠の放射線量率を測定する。

特に、広域な汚染地域の効率的なモニタリングのために、現状の定点観測地点の測定頻度を減らして、放射性物質の濃度の高い地域を推定し、より広域の空間線量率の測定が可能な走行サーベイを行い、欠落している地域を補完する。

② 簡易型線量計の設置による固定測定点の増加

簡易型線量計を設置し、集積線量を測定するための固定測定点の増加を図る。(現在、約60個の簡易型線量計を現地に向け発送済み。到着次第、順次設置)

(2) 放射能濃度の測定(空气中、地表面・土壌)

① 空气中のダスト、地表面・土壌のサンプリング

モニタリングカーを用いて、福島第一原子力発電所の20km以遠における放射線量の高い地域から優先的に空气中の放射性物質、地表面及び土壌をサンプリングして、放射能濃度を測定する。

② ベータ核種分析

上記のうち、ヨウ素とセシウムの放射能濃度の高い試料については、ベータ線の影響把握のため、ストロンチウム90の放射能濃度を測定する。

(3) 詳細航空サーベイ

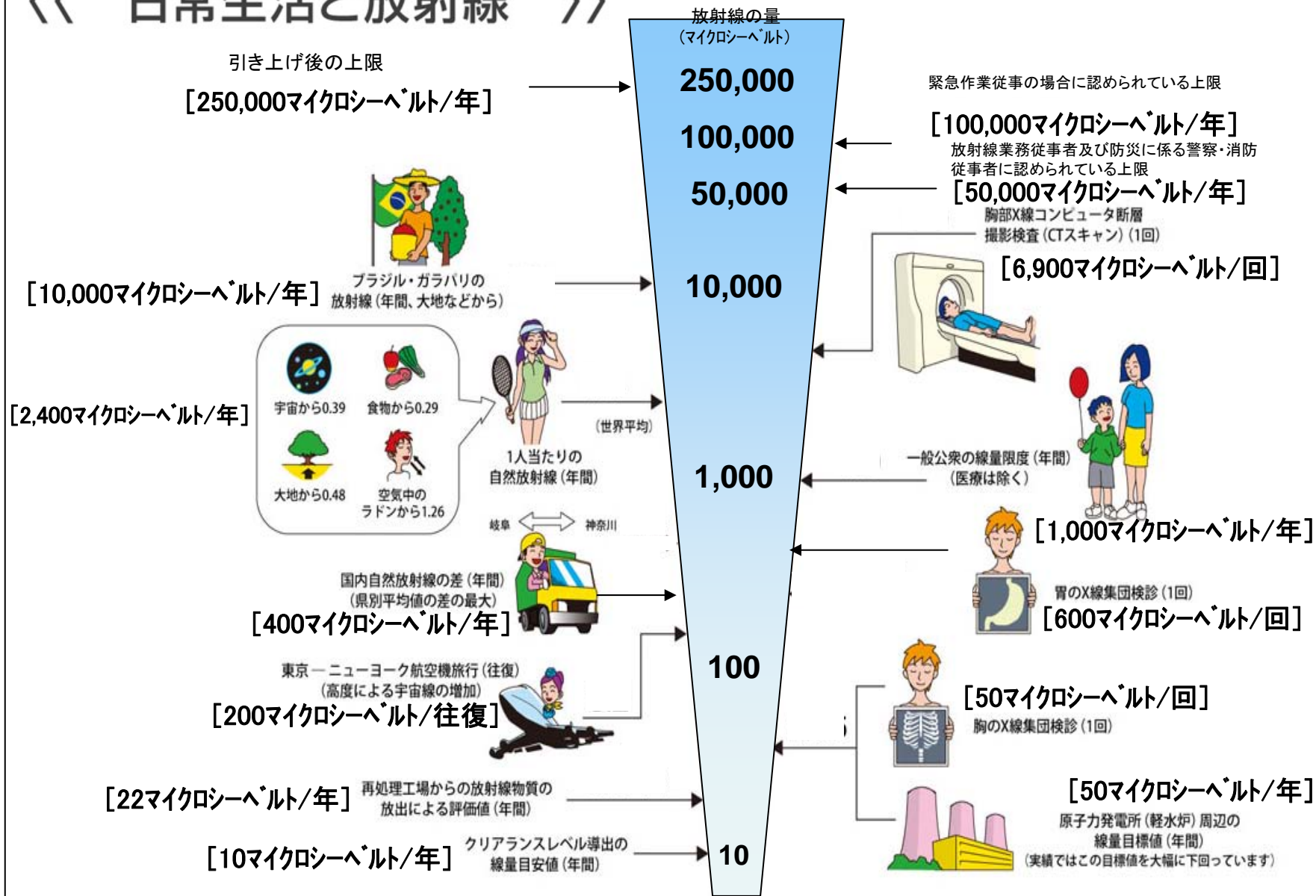
準備が整い次第、防衛省のヘリに原子力安全技術センターの航空サーベイシステムを搭載し、地表面の汚染状況の測定を行う。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量 (単位: μSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・ プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 	
10,000～ 50,000	100,000～ 500,000	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50,000 以上	500,000 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定 (最終改訂 平成 22 年 8 月 24 日)) より

<< 日常生活と放射線 >>



※ Sv【シーベルト】=放射線の種類による生物効果の定数(※) × Gy【グレイ】 ※ X線、γ線では 1